

YMI ワールド翻訳編集委員服務規則

(名称)

第 1 条 本専任委員は YMI ワールド翻訳編集委員と称する。

(目的)

第 2 条 本専任委員は、東日本区と協力して、YMI ワールドの翻訳を行い、日本語版を編集することを目的とする。

(位置)

第 3 条 本専任委員は、西日本区定款施行細則第 17 条第 1 項に基づき設けられる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 5 条 本専任委員は、ワイズメンズクラブ国際協会公式機関紙である YMI ワールドの各号を翻訳し、日本語版を東日本区文献委員会と協力して編集する。

(委員長)

第 6 条 本専任委員の中より、西日本区理事は委員長を選任する。委員長の役割は、東日本区文献委員長との窓口になり、その編集、翻訳について協議する。委員長の任期は 1 年とするが、再任を妨げない。

(両区委員長)

第 7 条 西日本区委員長は 2 年毎に東西両日本区翻訳委員長に任じられる。西日本区委員長が両区委員長に任じられた場合の位置・役割は次の通りである。

- ① 両区委員長は“YMI World Translation. Japanese”として国際協会 Official Family に登録され、YMI ワールドに関するデータ、資料、文通等一切に関する国際編集長 (Editor) との窓口になる。この登録は選任され次第、遅滞なく西日本区理事が行うものとする。
- ② 両区委員長は東日本区文献委員長との窓口となり、東日本区が翻訳に当たる号についての翻訳記事の選定、翻訳担当委員の決定等についての基本的打ち合わせを行う。
- ③ 翻訳後の編集については、両区委員長が翻訳追加等による紙面調整等を行うものとする。

(付則)

第 8 条 この規則に定めのない事項は、理事の承認を得て行うものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2004年 4月 4日	制定	2004年 4月 5日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行
2016年 4月 9日	改正	2016年 7月 1日	施行	2017年 7月15日	改正	2017年 7月15日	施行